

一般社団法人 日本作業療法士協会
認定作業療法士制度規程

2005年9月17日

2008年9月20日

2013年7月20日

2018年8月18日

2020年9月19日

2024年10月19日

2025年4月19日

(趣旨)

第1条 本規程は、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）が設けた認定作業療法士制度（以下、本制度）に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本制度は、作業療法士の質の向上、作業療法に関する水準の維持・向上及び作業療法士の専門性と社会的地位の一層の確立を図るため、本会が一定の基準を設けて作業療法士の養成・審査・認定を行い、もって国民の保健・医療・福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 一般社団法人日本作業療法士協会認定作業療法士（以下、認定作業療法士）とは、作業療法の臨床実践、教育、研究及び管理運営に関する一定水準以上の能力を有する作業療法士を本会が認定した者をいう。

(適用範囲)

第4条 本規程は、本会の正会員に対して適用する。

(本会の役割)

第5条 本会は認定作業療法士の養成、社会的地位の向上及びその活動の支援等のために必要な業務を積極的に行う。

2 本制度の整備・改正、取得研修の企画・運営に関する必要な業務は、教育部（生涯教育課）がこれを行う。

3 認定作業療法士の資格認定審査、認定更新審査、取得研修の水準審査、その他認定に必要な業務は、教育関連審査会がこれを行う。

(本制度の整備・改正)

第6条 本制度の整備・改正は、教育部（生涯教育課）が起案し、理事会の議決を経てこれを行う。

2 教育部（生涯教育課）は、本制度が整備・改正されるたびに、その内容を会員に周知し、会員が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(認定の要件)

第7条 認定作業療法士の初回認定要件、認定更新要件、資格終身認定要件は、認定作業療法士制度規程細則に定める。

(認定の手続)

第8条 認定作業療法士認定の手続は、本会の正会員が認定作業療法士制度規程細則に定める申請書類を理事会が定める審査料と共に本会事務局に送付することによって始まる。

2 書類審査は、教育関連審査会がこれを行う。

3 認定においては、教育関連審査会の審査結果に基づき、理事会の議決による承認を受けなければならない。

4 本会は認定を受けた者に認定証等を交付する。

(情報公開)

第9条 本会は、認定作業療法士が国民の保健・医療・福祉の向上に資する認定資格であるという公益性に鑑み、認定作業療法士の氏名、会員番号、認定番号、所属都道府県作業療法士会名、所属施設名等を公開する。

2 公開する範囲は、所属都道府県作業療法士会、所属施設の長、本会ホームページ、その他本会が必要と認める範囲とする。

(有効期間)

第10条 認定作業療法士の有効期間は、理事会承認の日付にかかわらず、申請のあった月の1日を起算日として5年間とする。尚、認定更新を3回行った場合は、次の有効期間は10年とする。

2 認定作業療法士は、有効期間内に認定更新審査を受けなければならない。

3 やむを得ない事情により有効期間内に認定更新の申請ができない者は、認定作業療法士制度規程細則に定める手続により有効期間を延長することができる。

4 有効期間内に認定更新審査を受けなかった場合は、認定作業療法士資格は失効する。

5 認定作業療法士を取得したのち、専門作業療法士を新規取得または更新した場合は、専門作業療法士の有効期間が、認定作業療法士の有効期間に優先するものとする。ただし、認定作業療法士の有効期間が専門作業療法士の有効期間を超えている場合を除く。

(認定資格の取り消し)

第11条 本会は、認定作業療法士が次の各号のいずれかに該当するとき、その認定を取り消す。

(1) 本会定款第8条、第9条及び第10条の規定により、本会会員の資格を喪失したとき。

(2) 認定作業療法士の資格を自ら辞退したとき。

(3) 都道府県作業療法士会を退会したとき。

(4) 試験において問題漏洩や不正行為が発覚したとき。

(5) 申請書類に虚偽があったとき。

(6) 会員の処分の種類に関する規程に定められた処分を受けたとき。

(7) その他、本会理事会において認定作業療法士として適格でないと判断されたとき。

(規程の変更)

第 12 条 本規程は、理事会の決議によって変更できる。

附 則

- 1 本規程は、2005 年 9 月 17 日から施行する。
- 2 本規程は、2008 年 9 月 20 日から一部改定により施行する。
- 3 本規程は、2013 年 7 月 20 日から一部改定により施行する。
- 4 本規程は、2018 年 8 月 18 日から一部改定により施行する。
- 5 本規程は、2020 年 9 月 19 日から一部改定により施行する。
- 6 本規程は、2024 年 10 月 19 日から一部改定により施行する。
- 7 本規程は、2025 年 4 月 19 日から一部改定により施行する。

一般社団法人 日本作業療法士協会
認定作業療法士制度規程細則

2005年9月17日
2008年9月20日
2010年11月20日
2013年7月20日
2015年7月18日
2018年8月18日
2020年9月19日
2023年4月15日
2024年10月19日
2025年4月19日

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本作業療法士協会認定作業療法士制度規程（以下、規程）の施行にあたり、必要な事項を定める。

(申請要件)

第2条 初回の申請要件は下記項目すべてを満たすこと。

- (1) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条による作業療法士の免許を有すること。
- (2) 一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）正会員であり、会員歴が通算5年以上であること。
- (3) 都道府県作業療法士会正会員であること。
- (4) 作業療法士免許取得後、臨床実践経験が通算5年以上であること（養成教育に並行した臨床実践も含む）。
- (5) 下記の5項目の条件をすべて満たしていること。
 - ① 本会が主催する認定作業療法士共通研修2講座（研究法、管理運営）の受講を終了し、修了試験に合格している。但し、修士または博士の学位を取得している者は「研究法」の受講及び修了試験を免除する。また、2019年度までに従来の認定作業療法士共通研修の「教育法」を受講修了、もしくは理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会受講修了者、日本作業療法士協会が主催した中級・上級研修を受講し作業療法士臨床実習指導者研修修了証を取得している者は、下記(5)③に示す要件を満たさなくても申請を認める。
 - ② 本会が主催する認定作業療法士選択研修2講座の受講を終了し、修了試験に合格している。
 - ③ 厚生労働省指定の理学療法士作業療法士臨床実習指導者講習会の受講を修了している。
 - ④ 臨床能力実績の具体的な方法は以下の通りである。
 - ア. 本会事例報告登録制度に登録され、公開されている事例が3例あること。

- イ. 本会事例報告登録制度に登録され、公開されている事例が 2 例あり、別表②に定める範囲での報告が 1 例あること。
 - ロ. 本会事例報告登録制度に登録され、公開されている事例が 1 例あり、別表②に定める範囲での報告が 2 例あること。
 - エ. 2 例までを別表②に定める範囲で報告し、臨床実践能力試験に合格すること。
 - オ. 2 例までを別表②に定める範囲で報告し、臨床実践報告書を使用し、認定作業療法士の指導を受け、5 事例をまとめること。
 - カ. 2 例までを別表②に定める範囲で報告し、他団体・学会等の認定資格の内、認定に事例報告が要件となっている資格を 1 つ以上取得していること。
- ⑤ 本会生涯教育制度基礎研修を修了し、有効期限内にある。

(申請手続き)

第 3 条 認定作業療法士認定申請をしようとする者は以下の書類を整え、理事会が定める審査料と共に本会事務局に提出する。

- (1) 認定作業療法士認定審査申請書
- (2) 作業療法士免許証の写し
- (3) 5 年間の実務経験の証明書
- (4) 本会の当該年度会員証の写し
- (5) 基礎研修修了証
- (6) 認定作業療法士取得研修 4 講座の修了試験合格証。

但し、従来の認定作業療法士共通研修要件である「教育法」で申請する場合は、それを証明する書類（合格証）。

- (7) 厚生労働省指定の理学療法士作業療法士臨床実習指導者講習会の受講修了証の写し。但し、従来の認定作業療法士共通研修「教育法」で申請する場合はそれを証明する書類（合格証）、もしくは、理学療法士作業療法士言語聴覚士養成施設教員等講習会受講修了者、または日本作業療法士協会が主催した中級・上級研修を受講し作業療法士臨床実習指導者研修修了証
- (8) 臨床能力実績 3 例を証明する書類。または、それを証明する書類の写し。
- (9) 所属する都道府県作業療法士会が発行した会員歴証明書

2 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

(資格更新要件)

第 4 条 更新申請要件は下記項目すべてを満たすこと。

- (1) 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 3 条による作業療法士の免許を有すること。
- (2) 申請時において、認定作業療法士であること。
- (3) 申請時において、直近の認定作業療法士認定日から満了日の期間に下記の 4 項目の更新要件のすべてを満たし、かつ 100 認定作業療法士更新ポイント（np）以上があること。
 - ① 基礎ポイント研修は、1 ポイントを 1np として 25np 以上があること。
 - ② 実践報告は、1 回を 25np として 25np 以上があること。
 - ③ 後輩育成経験（臨床実習、研修会・学会等における講師等）は、1 回を 5np とする。

④ 作業療法啓発に関する社会的貢献（他職種、行政等からの依頼による作業療法啓発活動）は、1回を5npとする。

※ ③、④併せて25np以上があること。

2 上記更新要件の具体的な内容は、別表のとおりである。

（資格更新手続）

第5条 認定作業療法士認定更新申請に必要な書類を整え、理事会が定める審査料と共に本会事務局に提出する。

2 更新の申請は、更新要件を満たした時点から行うことができる。

3 申請書類は以下の通りとする。

(1) 認定作業療法士認定更新申請書

(2) 認定作業療法士認定証の写し

(3) 認定作業療法士更新要件を証明する書類

① 基礎ポイント研修

② 実践報告

③ 後輩育成経験の記録

④ 社会的貢献の記録

(4) 本会の当該年度会員証の写し

(5) 所属する都道府県作業療法士会が発行した会員歴証明書

4 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

（有効期間延長）

第6条 認定作業療法士の認定期間を延長しようとする者は延長の理由を証明する書類をもって教育部に申請する。

2 期間延長申請に基づき教育部長が確認し、結果を通知する。

（資格終身認定）

第7条 認定作業療法士の有効期間内に満60歳となった会員は、以降の更新は不要とし、認定作業療法士（終身）とする。

2 満60歳を超えて認定作業療法士を取得した会員は、認定作業療法士更新後に、認定作業療法士（終身）となる。

3 認定作業療法士（終身）の認定証は、満60歳の誕生日以降に本会事務局より発行される。

（細則の変更）

第8条 本細則は、理事会の決議によって変更できる。

附則

1 本細則は、2005年9月17日から施行する。

2 本細則は、2008年9月20日から一部改定により施行する。

3 本細則は、2010年4月1日から一部改定により施行する。

- 4 本細則は、2013年7月20日から一部改定により施行する。
- 5 本細則は、2015年7月18日から一部改定により施行する。
- 6 本細則は、2018年8月18日から一部改定により施行する。
- 7 本細則は、2020年9月19日から一部改定により施行する。
- 8 本細則は、2023年4月15日から一部改定により施行する。
- 9 本細則は、2024年10月19日から一部改定により施行する。
- 10 本細則は、2025年4月19日から一部改定により施行する。

初回資格要件（臨床能力実績）の具体的な例

要件	改定前			改定による追加			不可	
	3事 例	2事 例	1事 例	2事 例	1事 例	---	1事 例	---
事例報告登録制度	3事 例	2事 例	1事 例	2事 例	1事 例	---	1事 例	---
臨床実践能力試験	---	---	---	どれか 1つ	どれか 1つ	どれか 1つ	どれか 2つ	どれか 2つ
臨床実践報告(5例)	---	---	---					
他団体・SIGの資格認定 (1つ以上)	---	---	---	---	1つ	2つ	---	1つ
「別表の②」のイ.の要件	---	1つ	2つ	---	1つ	2つ	---	1つ

*新規取得の際は、「別表の②」のイ.の要件のいずれにおいても筆頭演者もしくは筆頭執筆者であること（共同演者および共同執筆は、臨床能力実績の1つにはカウントしない）。

別表（第4条第2項関係）

資格更新要件の詳細

①基礎ポイント研修 25np 以上（但し、1ポイントにつき 1np とする）あること。

②実践報告 25np 以上（但し、1回につき 25np とする）あること。

実践報告とは、研究（臨床研究・基礎研究など）に限らず、作業療法に関連する教育、管理運営の報告なども含む作業療法の実践報告である。

その具体的な報告方法は以下の通りとする。

ア. 本会事例報告登録制度による事例登録

イ. 以下の学会誌・学術誌への掲載

- ・ 作業療法
- ・ WFOT 加盟国発行の学術誌
- ・ 日本作業療法学会
- ・ 作業療法やリハビリテーションに関連のある国際学会（WFOT 学会、APOTC 学会など）
- ・ ISBN/ISSN に登録された、都道府県作業療法士会発行の学術誌
- ・ ISBN/ISSN に登録された、他団体や SIG の発行する学術誌
- ・ ISBN/ISSN に登録された、その他関連する書籍（ジャーナル）など

* 共同執筆は 2 題で、1 回にカウントする（共同執筆 1 題を 12.5np とはしない）。

③後輩育成経験（臨床実習、研修会・学会等における講師等）※

④作業療法啓発に関する社会的貢献（他職種、行政等からの依頼による作業療法啓発活動）※

※③④併せて 25np 以上（但し、1回につき 5np とする）あること。

具体的には以下の通りとする

ア.本会役員、部長、委員長、部員、委員、代議員（委嘱状が必要）

→ 委嘱状 1 枚につき 1 回とする

イ.都道府県作業療法士会役員、部長、委員長、部員、委員、代議員（委嘱状が必要）

→ 委嘱状 1 枚につき 1 回とする

ウ. 本会主催研修会での講師（依頼書が必要）

→ 依頼書 1 枚につき 1 回とする

エ. 都道府県作業療法士会主催研修会での講師（依頼書が必要）

→ 依頼書 1 枚につき 1 回とする

オ. 都道府県作業療法士会主催現職者共通研修、現職者選択研修での講師（依頼書が必要）

→ 依頼書 1 枚につき 1 回とする

カ.SIG 等他団体や都道府県市町村等行政主催研修会での講師（依頼書が必要）

→ 依頼書 1 枚につき 1 回とする

キ.行政主催の会議や審査会などへの出席

介護認定審査会や障害者総合支援法関連の介護給付等に関する審査会、地域ケア会議、評議会、審議会など

（委嘱状が必要）

→ 委嘱状 1 枚につき 1 回とする

ク.臨床実習指導経験（依頼書または養成校名、学生氏名、指導者氏名、実習期間、実習施設名が明記された実習指導報告書の写しが必要）

→ 指導学生 1 名につき 1 回とする

ケ. 本会主催学会、研修会での座長や査読の実施（依頼書が必要）

→ 依頼書 1 枚につき 1 回とする

別表（続き）

- コ. 都道府県作業療法士会主催学会、研修会での座長や査読の実施（依頼書が必要）
→ 依頼書1枚につき1回とする
- サ. 本会事例報告登録制度における事例審査（依頼書が必要）
→ 依頼書1枚につき1回とする
- シ. 本会・都道府県作業療法士会が主催・共催する事例検討・報告会（90分以上）のファシリテーター（依頼書が必要）
→ 依頼書1枚につき1回とする
- ス. 臨床実践報告の指導（報告書の写しが必要）
→ 報告書1枚につき1回とする
- セ. 養成校での特別講義、講義の実施（オンラインを含む）、臨床現場を撮影した動画等を用いた評価・治療場面の提供（オンラインを用いた臨床現場での評価・治療現場の提供）
→ 依頼書1枚につき1回とする
- ソ. 作業療法士として行う、本会・都道府県作業療法士会等が主催するボランティア活動
→ 依頼書1枚につき1回とする
- タ. 公開講座等、協会・都道府県作業療法士会が主催する作業療法を啓発できる事業への参加
→ 依頼書1枚につき1回とする
- チ. ニュース等原稿執筆（日本作業療法士協会誌、都道府県作業療法士会ニュース、関連団体での作業療法啓発他）など
- ツ. 院内・施設内での看護等の他職種への職員研修や実技講習会や講義などの実施
→ 依頼書等1枚につき1回とする
- テ. その他（証明できる作業療法啓発活動）

*本協会及び都道府県作業療法士会の役員、代議員については名簿等証明できるものの写しを添付することで委嘱状の代替とする（上記ア、イ）。

*いずれも委嘱状や依頼書などその事実が確認できるものが発行される事業などに限る。

*委嘱状や依頼書に複数回の記載があるものについては、1枚につき1回、または各年度1回とする。

*臨床実習指導については指導学生1名につき1回とする（上記ク）。

*臨床実習は連続した2週間以上のものとする（上記ク）。

*院内・施設内での看護等の他職種への職員研修や実技講習会、講義については、その事実が確認できる研修プログラム、研修会資料や部署間の依頼書など（内容と氏名が明記されていること）を添付する（上記ツ）。